

令和7年 第7回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和7年7月10日（木）		
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室		
開議	午前11時10分～午前11時25分		
応招委員	1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 5番 正影 博一 6番 河中 司	7番 田渕 智之 8番 北山 政士 9番 近藤 克己 10番 川口 肇司 11番 竹下 桂輔	
不応招委員			
出席委員数	11名		
欠席委員数	0名		
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 大山 博聖（産業観光課 特命参事） 課長補佐 片田 篤志（産業観光課 課長補佐） 主 幹 片田 剛（産業観光課 主幹）		

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について 会期の決定 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第25号 非農地証明願について 議案第26号 農用地利用集積等促進計画の規定による農用地利用計画の決定について
日程第2	
日程第3	
日程第4	
日程第5	
日程第6	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	7番 田渕 智之 8番 北山 政士

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	ただいまの出席委員は、11名のうち11名です。 定足数に達しておりますので、これより令和7年第7回鏡野町農業委員会を開会します。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、7番 田渕 智之 委員、8番 北山 政士 委員を指名します。 日程第2 会期決定の件を議題にします。 おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。 日程第3 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の41番から43番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 大山	令和7年第7回鏡野町農業委員会議案2ページをお開きください。 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について。 番号41、所在、●●、田、619㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反のため、取得後の耕作面積10,462㎡、通作距離0.1km、農機具、トラクター1台、作付予定作物は、水稻となっております。 番号42、所在、●●、田、694㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反のため、取得後の耕作面積3,325㎡、通作距離0.05km、農機具、管理機1台、刈払い機2台、作付予定作物は、野菜となっております。 番号43、所在、●●、畑、131㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、新規就農のため、取得後の耕作面積131㎡、通作距離0.1km、農機具、トラクター1台、耕運機1台、管理機1台、作付予定作物は、野菜となっております。 以上3件です。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。

委員	(発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
会長 川口	「はい。」
事務局長 大山	ご異議なしと認めます。 よって議案第２４号 農地法第３条の規定による許可申請については、承認することに決定しました。 日程第４ 議案第２５号 非農地証明願について、この議案の２２番から２４番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。 議案３ページをご覧ください。 議案第２５号 非農地証明願について。 番号２２、所在、●●、田、２３㎡。判定地目、宅地、利用状況、３０年以上前に●●が隣地を整備し宅地として利用しており、耕作しておらず農地として使用できないため。申請人、●●。 番号２３、所在、●●、畑、１６㎡。判定地目、宅地、利用状況、３０年前に建物を建て、宅地として使用しており、耕作しておらず、農地として使用できないため。申請人、●●。 番号２４、所在、●●、畑、３９４㎡。判定地目、山林原野、利用状況、３０年前に植林し、耕作しておらず農地として使用できないため。申請人、●●。 以上３件です。 去る７月１日、非農地証明事務要領による現地確認及び航空写真と現地写真による確認を役員にて実施しました。その結果、いずれの案件も要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。

委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第 2 5 号 非農地証明願については承認することに決定しました。 日程第 5 議案第 2 6 号 農用地利用集積等促進計画の規定による農用地利用計画の決定についての案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 大山	議案 4 ページをご覧ください。 議案第 2 6 号 農用地利用集積等促進計画の規定による農用地利用計画の決定について。 権利種別、貸借権設定、再設定、1 2 筆、2 1, 1 6 9 m²。 以上です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありますか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第 2 6 号 農用地利用集積等促進計画の規定による農用地利用計画の決定について、承認することに決定しました。 日程第 6 その他について、その他協議事項はありませんか。
片田 主幹	事務局の方からお知らせということで、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画についてお配りさせていただいております。立地適正化計画について今年度で策定を進めております。 内容としましては、エリアを分けて重点的に整備する計画を立てているということで、エリアを色分けてして観光庁と色々な施設や住むところを重点的に町として計画を進めているところです。 総合政策室の方が計画を進めていますが、農業員さんの方にもお知らせをということで、今回報告させていただきました。詳細について最終的なものについては出てきていないですが、こういったことが行われていることをご承知いただければと思います。

会長 川口	エリアは資料にある分だけですか。
片田 主幹	今のところはそうなります。事務局からは以上です。
会長 川口	吉原の方は農振地区になっていますか。
片田 補佐	吉原周辺は一部農振に入っていて規制されています。寺元の方も農振に入っているところもあります。
会長 川口	寺元の方は農振地区になっていますね。
片田 補佐	そうですね。場所にもよりますけど。
会長 川口	解除はどのように進めていこうと思っていますか。許可が出た時だけ解除するとか、家が建っている周りを解除するとか。寺元のハピッシュから向こう側は全部農振地区になっていますけど。
片田 補佐	これは町の方針になりますけど、こういった計画を立てるのであれば、農振の計画を全部見直して。
会長 川口	ある程度のことはしておかないと、最低6カ月かかってしまうから。
委員	これはどの課からの話ですか。
片田 補佐	総合政策室が今計画を立てていて、今年度に完成させるように進めています。
会長 川口	吉原北だけの地区になっていますけど、作為があるんじゃないですか。
片田 補佐	計画でパブリックコメントを取るなのでその時に意見があればその時にお願いできれば思います。
会長 川口	他にありませんか。 (発言なし)
会長 川口	以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。 会議を閉会します、これに、ご異議ございませんか。

委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和7年第7回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。（散会）